

広島県告示第二百四十四号

平成十四年広島県告示第千九十九号（悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

第二の一の表中

廿日市市	すべての地域
三 次 市	すべての地域
廿日市市	すべての地域

に改める。

第二の二の1の表中

廿日市市	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一一
廿日市市	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	一五

を

三 次 市	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一一
廿日市市	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのない地域	一五

に改める。